八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務　選定基準

選定方法

1．事業者が作成した提案書、資料、プレゼンテーション及び見積書について、選定委員は評価基準に記載の観点から採点を行い、合計点数を評価点数とし、各選定委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」として、総合評価点数が最も高い事業者を最優秀提案事業者として決定する。なお、審査は事業者名を伏せて行う。

2．評価点数は 100 点を満点とする。ただし、総合評価点数が満点の６割に満たない場合は失格とする。

3．審査は、書類審査及びプレゼンテーションの内容を踏まえて総合的に評価を行うものとする。

4．提案者が４者以上ある場合は、事前審査で、提案書、見積書、類似業務の実績の書類審査を行い、その評価点数の高い３者をプレゼンテーション審査の対象とする。

5．総合評価点数の同じものが２者以上ある時は、企画提案内容の合計点が高いものを上位とする。なお、企画提案内容の合計点も同じ場合は、過去の業務実績、実施体制、プレゼンテーション、見積金額の順で評価項目の合計点を比較し、差が生じた時点で合計点が高いものを上位として最優秀提案事業者を選定し、優先交渉権者とする。

6．本市と優先交渉権者とは契約に向けた協議を行うが、協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議に入ることとする。

7．見積金額は、別表「経費に関する採点基準」により採点する。また、委託予定額の上限を超えている場合は失格とする。

8．提案者が１者であっても審査を実施し、総合評価点数が６割以上の場合、その者を優先交渉権者として選定する。

＜評価基準＞

採点の目安

非常に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
5	4	3	2	1

＜別表「経費に関する採点基準」＞

提案金額	採点基準	配点
26,460 千円	市設定額と同額	0 点
25,137 千円以上 26,460 千円未満	市設定の 95%以上 100%未満	1 点
23,814 千円以上 25,137 千円未満	市設定の 90%以上 95%未満	2 点
22,491 千円以上 23,814 千円未満	市設定の 85%以上 90%未満	3 点
21,168 千円以上 22,491 千円未満	市設定の 80%以上 85%未満	4 点
21,168 千円未満	市設定の 80%未満	5 点